すでに診療所等を開設している開業医向け

砂川市開業医　助成制度のご案内

砂川市内に診療所等を開設している方に対する
助成制度を創設いたしました。ぜひご活用ください！

ⓒ砂川市みまもりんご

●助成金の内容

助成の対象	助成対象になる経費	助成率	最大助成額
①土地及び建物取得費	土地・建物の取得費用（改修工事を含む）	50％	5,000万円
ア 地元企業施工による加算	①において建物の取得に伴う工事を地元企業が行う場合の工事費用	10％	1,000万円
②医療機器等取得費	医療機器等の増設・更新費用	50％	3,000万円
③固定資産税等相当額	取得した土地・建物・医療機器等に賦課された固定資産税・都市計画税の税額（年200万円まで × 5年以内）	100％	1,000万円
④賃借料			
ア 土地及び建物	新たに賃借を行った土地・建物の賃借費用（年450万円まで × 10年以内）	50％	4,500万円
イ 医療機器等	増設・更新を行った医療機器等の賃借費用（年600万円まで × 5年以内）	50％	3,000万円
⑤在宅医療支援			
ア 物品の取得等	在宅医療の開始又は継続に必要な物品の取得等に要する費用（1回限り1,000万円まで）	100％	1,000万円
イ 運営	在宅医療を開始した場合の運営に要する費用（年200万円まで × 10年以内）	100％	2,000万円

※①土地及び建物取得費と④土地及び建物賃借料の助成を併用する場合の最大助成額は5,000万円
※②医療機器等取得費と④医療機器等賃借料の助成を併用する場合の最大助成額は3,000万円

●申請時期（※事前申請が必要なものもあります。事前にお問い合わせください）

助成の対象	申請を行う時期
①②土地及び建物取得費 医療機器等取得費	増築工事・改築工事を行う前
③固定資産税等相当額	年度ごとに土地・建物・医療機器等に賦課された固定資産税・都市計画税を全額納付した日の1か月後まで
④賃借料	増設・更新を行う前
⑤在宅医療支援助成金	診療所で在宅医療を開始する前 または在宅医療を継続するために必要な物品を取得する前

●対象となる建物の改修工事

工事の種類	工事の内容
修繕工事	診療所等の内部、外壁、屋根、基礎を修繕する工事 （診療所等に設置する看板等も対象）
一部改修工事	診療所等の一部を取り壊し、同規模程度の工作物を建築する工事 （診療所等に設置する看板等も対象）
設備工事	電気、給排水、暖房、空調等の設備工事
外構工事	駐車場、街灯の整備等の外構工事

●対象となる在宅医療に要する費用

助成金の種別	費用の内容
物品の取得等	1. 車両の取得費及び賃借料 2. 医療機器等の取得費及び賃借料　など
運営	1. 雇用した職員の人件費 2. 広告宣伝費 3. 燃料費　など

●申請書に添付が必要となる書類

助成金の名称	必要書類
①～⑤の助成金共通	居住している市町村の納税証明書 （市内居住の場合は市税納入に係る確認同意書）
①土地及び建物取得費助成金	土地及び建物の取得に要する費用を確認できる書類
②医療機器等取得費助成金	医療機器等の取得に要する費用を確認できる書類
③固定資産税等相当額助成金	固定資産税等相当額に係る明細書
④賃借料助成金	土地、建物及び医療機器等の賃借料を確認できる書類
⑤在宅医療支援助成金	在宅医療に要する費用を確認できる書類

※上記のほかに市長が必要と認める書類の提出が必要になる場合があります
※助成金の対象となる事業が複数年度にわたる場合は、その助成金の対象期間に属する年度ごとに
　実績報告書と必要書類の提出が必要

●対象となる方（１～４いずれにも該当する方）

1. 砂川市内において積極的に医療活動を行おうとし、市の地域医療体制の充実に寄与する方
2. 助成金の交付後、診療所等を継続して10年以上開業すると見込まれる方
3. 市長が認める診療科名の診療を行う方
4. 納付すべき税金に滞納がない方

●申請・お問い合わせ

砂川市保健福祉部　ふれあいセンター管理係
〒073-0166
砂川市西6条北6丁目1番1号
Tel:0125-52-2000　E-mail:f-kanri@city.sunagawa.lg.jp